

平成25年度 第3回行政改革懇話会 議事録要旨

日 時	平成25年11月20日（水）午前10時～11時30分	
場 所	市役所 第10会議室	
出席者	委 員	会長田村脩、副会長村林聖子、岩崎光芝、荻野留美子、加藤勝美、甲原寛士、野村剛生、東峰直子、真島聖子
	事務局	新井副市長、企画部長、行革・政策監、経営管理課長、経営管理係長、山本
次 第	1 市民憲章唱和 2 会長あいさつ 3 議題 （1）大綱の見直し案について （2）アクションプラン重点項目1，2，3の見直し案について （3）アクションプラン重点項目4，5の見直し案について	

1 市民憲章唱和

2 会長あいさつ

3 議題

（1）大綱の見直し案について

- ・事務局説明（見直しの基本的な考え方、アンケート結果も含めて説明）
- ・委員

1 ページ目「第1 策定の背景及び見直しの趣旨」の下から8行目の記載について「(略) 判明したもの等により計画と実際の(略)」から「(略) 判明したもの等、計画と実際の(略)」へ変更した方が意味が通じるのではないか。

- ・事務局

修正させていただきます。

（2）アクションプラン重点項目1，2，3の見直し案について

- ・事務局説明
- ・委員

3－（2）－2「市道地図情報のウェブサービス」の見直し内容について、現在の表記では、ウェブサービス自体が完了してしまったようにも捉えられてしまいかねないので、プランとしては完了したことがわかるように変更した方がよいのではないか。

- ・事務局

修正させていただきます。

- ・委員

1－(2)－3「町内会のウェブサイト開設支援」について、町内会は約3年前から補助をいただきながらパソコンの整備をしており、半数は事務所があるという状況であるが、現在の開設数が少ないという現状はなぜなのか。

- ・事務局

今後、パソコンに長けた方が増えていくので、そういう人がいる町内会は公開できる。ただそういう人がいなくなればメンテナンスができずに放置されてしまう。そういった中で当初は市が全面的にバックアップして作ろうかという話もあったが、設置した以上はメンテナンスしていかないといけないが、やり手がない、外注する事はできないし、そこまでのものでもない等でそこまでは難しい。であるならば、庁内会長連絡協議会の母体となるページは市で用意して、そこから各町内会のページにリンクをはってそこから情報発信してもらう形を作っていく。これなら町内会でも簡単にできると思いますので、こういった方法で情報発信を推進していく修正プランとなっています。

- ・委員

わかりました。ありがとうございます。

- ・委員

パソコン、プリンター等の補助をいただけるし、インターネットの通信料の補助もいただけます。ただ事務所をもっていない町内会については、個人のパソコンなのか町内会のパソコンなのか区別がつかない等、利用形態から情報発信について難しい面もあります。町内会にはパソコンに精通している人ばかりではない。今後そういった人も増えていくと思うが、そういった現状もあるので、理解していただきたい。

- ・委員

1－(1)－1「市民が市政について討議し、市へ提言する（仮称）市民討議会の調査・研究」について、無作為抽出した市民に参加してもらうそのものが市民参加と協働にどうつながっていくのか。民意の収集という目的に対してうまくいくのかどうか、お聞きしたい。

1－(1)－2「市民参加を促進するための仕組みづくり」について、母

数の変更をしたとあるが、どの審議会が市民参加の対象となるのか、どの審議会がならないのかを明らかにする必要があると思う。

1－(2)－3「町内会のウェブサイト開設支援」について、そもそもこのプランの目的は、住民相互の助け合いに重点が置かれているので、ウェブサイトとどう関係するのか、お聞きしたい。

1－(2)－5「要援護高齢者地域見守り体制の整備」について、見守り活動が厳しい福祉委員会が現状あるため、目標数値を見直すとあるが、見守り活動できない地域に対してどう対応していくのかの方が重要ではないか。

1－(2)－6「市民農園運営組織のネットワーク化の構築」について、このプランの目的が少し理解できないのですが、市民農園の経営の効率化とあるが、そもそも市民農園は経営をするものなのか。私のイメージとしては、市民の方のライフワークや趣味として農業に触れ合い楽しんでもらうものであると思います。

・事務局

1点目について、1－(1)－1について、無作為抽出が果たして市民参加につながるのか、という質問ですが、市ではパブリックコメントで意見をいただいたり、市民公募の枠で意見を言ってもらったり、と進めている。傾向として見られるのは意識の高い方が意見を言われる事が少なからずあります。その中で、無作為という事でチャンスを提供するというのも一つあるのかなと思っています。例えば、事業仕分けを行いました、市民判定人の選出を無作為抽出でご案内をさせていただき、やる気のある方に手を上げていただきました。その後のアンケートでは、こういう機会を与えてもらってよかった等の意見がありました。ですので、従来のように市民公募のように手上げで意見を言ってもらうこと、もう一つとして無作為でお願いしていく手法もあってもいいのかなと思っています。その中で新しい試みではありますが、無作為で抽出した市民討議会を開催し民意を集めたらどうかと考えています。当然総合計画はこれだけで民意を収集するわけではなく、いくつかある手段の中で、討議会を加えていくという事になります。

2点目でございますが、審議会の対象とならずに省いたものとしては、法令等で委員構成が決まっております公募市民が入る余地のないもの、あるいは会の趣旨が地域限定となっているようなもの、個人情報に深く関与するようなもの、そういった趣旨の会については省いています。それ以外の会で安城市

として市民参加を推進していくべきと考えるものについて、母数の対象としてその委員数を組み入れています。

具体的に考え方やどういう会がそれにあたるかを例示させていただきます。

3点目でございますが、プランを通した最終的な目的としては町内会の加入率を高めたいという思いがあります。現在、安城市全体の町内会未加入率は4分の1くらいだと思います。町内会の関係者の方は新しい住民の方に対して入ってもらえないか、という案内をします。防災上のメリットなど色々なことをPRするが、分かりにくさもあります。そんな中でウェブサイトを通した情報提供も町内会活動を分かっていたくツールの一つとして考えられないか、というところでこのプランがあります。二次的な効果としては、町内会の経理の透明性の確保等も含まれますが、本来は新しい転入者、非加入者に町内会に対する理解を深めてもらい町内会に加入していただき、万が一の非常時の助け合い活動につなげていきたい、そういったプランであります。

4点目でございますが、79町内会が安城市にあります、その町内会の中に福祉委員会があり、福祉委員会の中で見守り活動を行っていただけるよう支援していくプランです。ただ、町内会によっては福祉委員会でさえ、設置できないところもあります。また、委員会は設置されていても、要援護高齢者見守り活動まではできないところもございます。当然、活動に対して行政から補助も出していますので、活動には最低限の条件があります。委員が言われたように一定以上の活動ができない地域に対して、いかにして支援していくかでございます。そういったところはこの枠の中で見守り体制を行わなくても、別の方法での見守り体制があるのではないかと。そういった支援制度を作っていくべきであるという認識は担当課、事務局で持っております。プラン上は数値目標を下げましたが、下げたところに対する施策、その地域でできるような見守り活動、そういったものを今後考えていく段階でございます。本来そういったものも新プランとして投入されるとよいのですが、現段階では間に合っていないという状況でございます。

5点目でございますが、市民参加と協働に市民農園がどう関わっているのか、でございますが、本来の目的としては農業経営の1形態という考えが根本にあります。先進地では市民農園をうまく経営している事例もあります。二次的な効果として市民が農に親しむというものもあります。主にライフワ

ークの充実を目的にしているものではないと思います。

・ 委員

1－（１）－１「市民が市政について討議し、市へ提言する（仮称）市民討議会の調査研究」の見直し内容の部分ですが、（仮称）みらい創造研究所の長期的将来構想を踏まえて、という記載がありますが、現段階ではその構想は策定されていないですし、組織自体も未設置の状態であります。どういう事をやっていくものか定まっていない想定 of 段階のものを見直し理由として記載することはふさわしくないと思います。

1－（２）－５「要援護高齢者地域見守り体制の整備」について、見守り活動を広げていく事が５年間で60福祉委員会が限度であるならば、それは止むを得ないと思います。できない地域については根本的に異なる施策を行っていくべきであると思います。その地域の市民からすると何かしらの代替策を講じてほしいと感じると思います。

2－（１）－６「一般旅券（パスポート）の発給申請の受理・交付等事務の開始」について、行政の新規事業であってこれがなぜ行政改革なのか。他にも新規事業は多くあるはずなのでパスポートが行政改革であるなら、他の事業も行政改革になるのではないか。パスポートが行政改革として位置づける理由を教えてください。

・ 事務局

1点目について、（仮称）みらい創造研究所の現在の状況でございますが、この10月に準備室を立ち上げ新年度からは仮称という文言をとりまして正式に立ち上げたいと思っています。この研究所の所掌する範囲として将来の本市の課題を見据えながら、政策的な提言をしていく予定でございます。その象徴的な事業が次期総合計画の策定でございます。この中で総合計画の基本的な骨子を考えていくわけですが、このプランの市民討議会で得られた民意との調整を図りながら骨子を作成していくため、このような表記とさせていただきます。

2点目については、先ほどもありましたが活動を行えない地域に対しても何らかの手立てを検討していかなければならないという認識は持っておりますが、見直し内容にはその表記があいまいな状態となっておりますので、もう少し具体的に記載するようにいたします。

3点目について、あえて新プランとさせていただいた理由は愛知県からの

権限移譲によるものでございます。権限移譲の中には強制的に下りてくるものもございますが、これは手あげによるものです。市民のサービス向上につながるものとして多少の費用がかかっても実施していくという本市の意思を反映したものですので、行政改革の一環という位置づけで新プランとさせていただきます。

- ・ 委員

1－（１）－１「市民が市政について討議し、市へ提言する（仮称）市民討議会の調査研究」の見直し内容の表記方法としての案ですが、みらい創造研究所の件は括弧書きとしてはどうかと思います。

- ・ 事務局

ありがとうございます。事務局で検討させていただきます。

（３）アクションプラン重点項目４，５の見直し案について

- ・ 事務局説明

- ・ 委員からの意見・質問なし

- ・ 田村会長

委員から出た意見・修正事項がいくつかありましたが、その部分については委員の意見を踏まえた上で事務局対応とし、私としては見直し案を了承したいと思いますが、いかがか。

- ・ 委員

異議なし。

- ・ 田村会長

異議なしの声がありましたので、会として見直し案を了承したいと思います。

- ・ 事務局

ありがとうございました。本日いただいたご意見・修正事項については、市長と協議を踏まえ、議会報告前にお届けしたいと思います。

- ・ 新井副市長あいさつ